



離婚後の 子どもの 養育に 関する 無料電話 相談



離婚を考えているが
養育費の取決め手続き
について知りたい

財産分与による
登記手続きについて
知りたい

離婚しても
子どもと交流を
続けたい

約束通りに
養育費を支払って
もらえない

面会交流の
取決め手続きに
ついて知りたい

養育費の
強制執行や
相手の財産調査の
手続きが知りたい

養育費の
支払いが困難
になった

これらのお悩みを
お持ちの方はお気軽に
司法書士にご相談ください。
解決の糸口が見つかるかもしれません。

司法書士による養育費等に関する
裁判所提出書類作成の手續支援相談

秘密厳守

相談無料

まずは
相談お申込み
のお電話を！



茨城司法書士会

詳細は裏面へ▶

司法書士による 養育費等に関する 裁判所提出書類作成の手続支援相談

無料相談の手順

1

まずは
電話で相談の
申込み

相談受付 茨城司法書士会

☎ **029-225-0111**

までお電話ください。

受付時間

平日(月～金) 9:00～12:00
13:00～17:00

※この番号は相談予約のみであり、相談はできません。

2

司法書士から
折り返し・
相談

相談担当の司法書士から
お電話いたしますので、
ご相談ください。

秘密厳守

受付から3日程度で折り返し電話をするようにしますが、休日をはさむ等の事情により1週間程度お時間を頂く場合もございます。



- 司法書士は、登記手続き代理のほか、養育費など離婚に関する調停申立書等の裁判所提出書類作成の手続き支援や相談を行います。
- 相談後に司法書士に手続き支援を依頼する場合は有料となります。司法書士報酬は各事務所に異なりますので、詳細は相談先にご確認ください。
費用負担が困難な方は、「法テラス 民事法律扶助業務 (houterasu.or.jp)」を利用することで、費用を抑えられる場合があります。詳しくは合わせて相談先にご相談ください。

その他にも様々な内容に応ずる司法書士無料相談センターも設置しています。

<http://www.ibashi.or.jp/consult/>

